

呉市建設業危機管理対策協議会会則

(名称)

第1条 この会は、呉市建設業危機管理対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、呉市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、建設業関係企業による支援体制を確立することにより、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(事務局)

第3条 協議会の事務局は、呉市総務部危機管理課に置く。

(組織)

第4条 協議会は、呉市内に所在地を有する建設関係法人で協議会の設立目的に賛同するものをもって組織する。

(事業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 災害時における市民に対する支援・救援活動に関すること。
- (2) 災害時における応急対策・復旧対策に関すること。
- (3) 被災市民からの相談に関すること。
- (4) 災害復旧等に係る所有資機材の貸出し及び提供に関すること。
- (5) 各種訓練の参加に関すること。
- (6) 防災研修に関すること。

(会員及び期間)

第6条 協議会の会員は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 呉市建設工事入札参加等資格者名簿に登録されていること。
 - (2) 市内業者（建設業許可に係る主たる営業所を呉市内に有する者）又は準市内業者（建設業法第3条第1項に規定する営業所を呉市内に有する者）であること。
- 2 会員の期間は、前項第1号に規定する入札参加等資格の有効期間とするものとする。

(入会)

第7条 協議会に入会しようとする者は、呉市建設業危機管理対策協議会入会申込書（様式第1号）及び前条第1項第1号の登録事項等を証明する書類を提出するものとする。

(登録事項の変更及び更新)

第8条 前条の登録事項等を変更したときは、速やかに呉市建設業危機管理対策協議会登録事項等変更届出書（様式第2号）及び登録事項等の変更を証明する書類を提出するものとする。

- 2 会員は、第6条第2項の規定による入札参加等資格の有効期間が満了し、新

たに入札参加等資格の認定を受けたときは、速やかに呉市建設業危機管理対策協議会会員更新届出書（様式第3号）及び更新事項が確認できる書類を提出するものとする。

3 前項の更新手続きがされない場合は、会員から退会したものとみなすものとする。

（退会）

第9条 協議会を退会しようとする者は、呉市建設業危機管理対策協議会退会届出書（様式第4号）を提出しなければならない。

（役員）

第10条 協議会に次の各号に掲げる役員を置き、その定数は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 理事 30名以内
- (4) 監事 3名以内

2 役員は、総会において会員のうちから互選する。

3 災害が発生した場合において、迅速に対応する必要があるため、理事は、できる限り市内の各地区から選出するものとする。

（任期）

第11条 役員の任期は2年とする。ただし、役員の辞任等に伴う定数の不足を補うために就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期の満了その他の理由により辞任した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 災害発生などにより役員が選任できない場合は、前任役員が継続して職務を行うものとする。

（職務）

第12条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、会長を補佐し、会務を遂行する。

4 監事は、会務の状況を監査する。

（解任）

第13条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

（顧問）

第14条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、協議会の運営上重要な事項に関し、会長の諮問に応ずる。

4 顧問は、総会又は役員会に出席し、協議会の運営上必要があるときは、意見

を述べることができる。

(会議の招集)

第15条 会長は、必要に応じて総会、役員会等（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

(定足数)

第16条 会議は、その会議を構成する会員（以下「構成員」という。）の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

(議決)

第17条 議決は、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

2 構成員は、やむを得ない理由のために会議に出席することができないときは、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合における前条及び前項の適用については、当該委任した構成員を会議に出席した構成員とみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、災害発生時において会議を招集することができないときは、会長に議決を一任するものとする。

(書面表決)

第18条 前条第3項に規定するときのほか、会長が、会議を招集することが適切でないと判断するときは、あらかじめ通知された事項について、書面の提出による表決をもって議決することができる。この場合における第15条及び前条第1項の規定の適用については、表決に係る書面の提出を会議の出席とみなす。

(会計年度)

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(委任)

第20条 この会則を実施するために必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、総会の承認があった日から実施する。

付 則

この会則は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

この会則は、令和2年9月4日から実施する。

付 則

この会則は、令和4年4月1日から実施する。

様式第1号（第7条関係）

呉市建設業危機管理対策協議会入会申込書

年 月 日

呉市建設業危機管理対策協議
会長 様

申込者 所在地
名 称
代表者

呉市建設業危機管理対策協議会の設立目的に賛同し、同協議会に入会を申し込みます。

なお、連絡先等は次のとおりです。

- 1 連絡先所在地：
- 2 電話番号：
- 3 担当部署：
- 4 担当者氏名：
- 5 E-mailアドレス：

* 添付書類：建設工事入札参加等資格の審査結果（写）

様式第2号（第8条関係）

呉市建設業危機管理対策協議会登録事項等変更届出書

年 月 日

呉市建設業危機管理対策協議
会長 様

届出者 所在地
名称
代表者

次のとおり、登録事項等を変更しましたので届け出ます。

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

変更年月日 年 月 日

*添付書類：変更後の建設業許可証明書（通知書）又は許可変更届（受領印のあるもの）（写）

様式第3号（第8条関係）

呉市建設業危機管理対策協議会会員更新届出書

年 月 日

呉市建設業危機管理対策協議会
会長 様

届出者 所在地
名 称
代表者

別紙のとおり，入札参加資格を更新しましたので届け出ます。

* 添付書類：建設工事入札参加等資格の審査結果（写）

様式第4号（第9条関係）

呉市建設業危機管理対策協議会退会届出書

年 月 日

呉市建設業危機管理対策協議会
会長 様

届出者 所在地
名 称
代表者

呉市建設業危機管理対策協議会から退会したいので届け出ます。

退会理由：